

質 疑 応 答 書

令和7年7月29日

質 疑 応 答		業務名：文書管理・電子決裁システム導入業務	
		回答課名：管理課総務係	
質問 番号	項目（書類名・ページ・項目など）	質問	回答
1	実施要領 4 参加資格(3)	※入札参加資格の認定を受けていない場合は、同要綱に基づく 入札参加資格審査申請書を提出のうえ、参加を表明することが できる。と記載があります。もし入札参加資格を有していない場合は、宇和島市、松野町、鬼北町及び愛南町のいずれかの物品・役務の調達等の手続きを 行う事で「実施要領 6 参加手続き」(3)参加申込書の提出エ 添付書類の条件を満たす事になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	システム構築・運用業務仕様書 3.業務概要	既存の文書管理からのデータの移行は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	システム構築・運用業務仕様書 7.基本要件	メールアドレスは部署用以外に職員様個人用のものも利用されてますでしょうか。また施設ごとにメールアドレスの種類やドメインは異なりますでしょうか。	職員個人用（全職員ではない）及び施設ごとのメールアドレスを利用しています。種類やドメインは異なりません。
4	システム構築・運用業務仕様書 11.運用保守要件	(4)障害対応について、緊急かつ本組合が必要と判断した場合は、3時間以内に保守要員を現地に派遣し、対応にあたること。とありますが、これは文書管理システム専用の操作端末を設置する事を想定されていて、クラウド経由で宇和島地区広域事務組合様使用端末を通じてシステム利用可能な場合は特に意識する必要のない項目として考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	様式 5 会社概要	本様式は公募資料の中に含まれておりますが提出に関する記載が無かったため、どのタイミングで提出すればよいかわかるでしょうか。	参加申込書と同時に提出してください。
6	文書管理・電子決裁システム構築・運用業務仕様書 7.基本要件(8)	「本稼働後にカスタマイズを除くシステム改修費用が発生する場合」とありますが、具体的にどのようなことを想定しているかご教示ください。	導入するシステムが、想定外の不具合等により稼働しなかった場合などを想定しています。
7	文書管理・電子決裁システム構築・運用業務仕様書 10.構築要件(3)セットアップ④	グループウェアシステムについて、どのような環境で管理・運用されているかご教授ください。(庁内のメールサーバーで管理、クラウド環境で管理など)	クラウド環境で運用しています。
8	文書管理・電子決裁システム構築・運用業務仕様書 10.構築要件(3)セットアップ⑥	「起案文書等については、当組合で使用している帳票フォーマットにあわせること」とありますが、起案文書等とはどのような帳票を意味しておりますでしょうか。また起案文書様式につきまして、体裁内容をご提示いただくことは可能でしょうか。	起案文書の体裁内容については「体裁内容 例」のとおり。必要な項目が「体裁内容 例」に記載されている項目がすべて記載されていれば、体裁（デザイン）については効果的な提案を行ってください。

9	文書管理・電子決裁システム構築・運用業務仕様書 10.構築要件 (5)各種テスト ②	「連携が必要な他システムとの連携テストを行うこと」とありますが、想定している他システムをご教示ください。	グループウェア（desknet's NEO）となります。
10	様式 7 機能要件確認書	チェック列について、要件に対し留意事項や条件がある場合は、チェックを「○」として、備考欄にコメントを記入するご回答でよろしいでしょうか。それとも「△」として、備考欄にコメントを記入するご回答でよろしいでしょうか。	「△」として、備考欄にコメントを記入してください。
11	様式 7 機能要件確認書 6 簿冊管理機能 6-19	簿冊の履歴参照について、履歴管理が可能であり、かつ各版ごとの情報が参照可能であれば、要件を満たしていると考えて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	様式 7 機能要件確認書 8 電子決裁機能 8-2-5	「報告」処理につきまして、「決裁後に起案者以外の関係者が 確認を行うこと」という認識で差支えないでしょうか。具体的な定義がございましたらご教示ください。	お見込みのとおりです。
13	様式 7 機能要件確認書 8 電子決裁機能 8-18	紙起案書における「タイムスタンプ」につきまして、起案・承認・決裁処理日の印字が可能であれば機能として差支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	様式 7 機能要件確認書 13 収受 13-6	情報公開区分につきまして、「公開」「非公開」「一部公開」の 3 区分とし、「不存在等」については「非公開」「一部公開」の選択による別途非公開理由の設定とした運用で問題ないでしょうか。	「△」として、備考欄にコメントを記入してください。
15	様式 7 機能要件確認書 14 起案 14-6	情報公開区分につきまして、「公開」「非公開」「一部公開」の 3 区分とし、「不存在等」については「非公開」「一部公開」の選択による別途非公開理由の設定とした運用で問題ないでしょうか。	「△」として、備考欄にコメントを記入してください。
16	様式 7 機能要件確認書 14 起案 14-37	「重要」「秘密等」の取扱種別について、各文書における参考情報としての入力項目であり、必要に応じて検索条件として追加が可能であれば、機能として差支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式 7 機能要件確認書 17 完結 17-4	「完結処理後の文書の印刷、複写等ができること。」とありますが、「複写等」とは、完結文書の内容を複写して新たに文書を作成するという考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

注）この質疑応答書は、仕様書の追補と見なす。